

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンス(企業統治)に関する基本的な考え方は、企業価値の最大化を図るために、全てのステークホルダーに対する経営の透明性と健全性の確保及び説明責任の明確化、並びに経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定と事業遂行を実現することに努めることとしております。また、コンプライアンス(法令遵守)につきましては、経営陣のみならず社員全員が認識し、実践することが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松原 春男	1,460,457	24.90
株式会社エイチエムティ	600,000	10.23
鈴木 隆司	418,957	7.14
東京中小企業投資育成株式会社	360,000	6.14
佐藤 正佳	276,000	4.71
長瀬 昇二	121,157	2.07
TDCソフトウェアエンジニアリング株式会社	114,000	1.94
作間 栄	107,057	1.83
師橋 卓久	104,218	1.78
日本証券金融株式会社	97,400	1.66

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鷲崎 弘宜	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鷲崎 弘宜	○	国立情報学研究所 客員准教授 早稲田大学理工学術基幹理工学部情報理工学科 准教授 早稲田大学グローバルソフトウェアエンジニアリング研究所 所長 Ecole Polytechnique de Montreal 客員教授	大学准教授としての豊富な経験および幅広い見識を有しており、主に品質保証分野の観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待しております。 同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれなく独立役員として適任であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室と監査役は、内部監査の状況や関連する監査役監査の情報等について定期的に情報交換を行い、情報の共有化を図っております。会計監査人と監査役及び内部監査室の間では会合をもって内部統制や監査上の問題の有無及び今後の課題等について情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
石坂 恭博	他の会社の出身者														
福原 弘	弁護士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石坂 恭博	○	—	生命保険会社において代表取締役の経歴を有し、経営に関する豊富な経験と実績および見識を有することから、社外監査役に選任しております。同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれなく独立役員として適任であると判断しております。
福原 弘	○	虎ノ門カレッジ法律事務所 所長 (株)丸正(現 堀田丸正(株)) 監査役 (株)ヤマノホールディングス 監査役 (株)北越銀行 社外取締役	弁護士資格を有し、法務・コンプライアンスに関する相当程度の知識を有しており、上場企業の非常勤監査役の経験も有することから、社外監査役に選任しております。なお、同氏は当社の顧問弁護士でしたが、顧問契約期間中に多額の報酬を支払っておらず、また2012年6月30日をもって顧問契約は終了していることから、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれなく独立役員として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対して職務に精励する動機付けを行うため、インセンティブ制度としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の取締役、従業員の当社への業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額の範囲内において決定しております。取締役は当社の価値の最大化を目的に経営にあたるのが責務であると認識しており、取締役の報酬額は会社の経営成績とそれに対する貢献度を考慮して決定いたします。また、監査役の報酬額は、常勤・非常勤の別、業務分担の状況等を考慮し、監査役会で協議のうえ決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制については、常務取締役が中心となり、管理部門の担当者が、取締役会開催の通知、決議事項及びその他事務連絡を行っております。また、社外監査役に対する情報伝達は、常勤監査役が定期的に行っております。さらに必要に応じて代表取締役社長が直接社外取締役及び社外監査役と情報交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

当社の取締役会は取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されており、事業環境の急速な変化に対応するため、毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針や法令で定められた重要事項を決定しております。また、各取締役の担当する業務の状況や利益計画の進捗状況等を含む取締役の業務執行状況の報告を行うことで、取締役間の相互牽制及び情報共有に努めております。なお、当社システム開発事業のリスク低減及び品質・生産性の向上を図るうえで有益な助言を得られるよう、情報理工学の専門家を社外取締役として選任しております。

2. 監査役会

当社の監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、社外監査役は保険会社の代表取締役経験者と弁護士を選任しております。効率的で質の高い監査を行うため、監査役会は毎月1回開催し、監査計画の策定、監査の実施状況の検討など、監査役相互の情報共有を図っております。また、必要に応じて取締役会に対する監査役会としての意見陳述や、各監査役の実査に基づく業務監査及び会計監査を実施しております。

3. 経営会議

当社は取締役会直下に経営会議を設置しております。経営会議は取締役3名と執行役員2名、各部署長で構成し、取締役会で決定した経営計画に基づく業務執行に関する具体的方針の決定とその進捗状況の監視を行う機関であります。経営会議は週1回開催し、迅速かつ効率的な業務執行を図るとともに、業務執行の方針からの逸脱を監視し、必要な是正処置を講じております。

4. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長とする全取締役で構成し、全社的リスクの識別・評価及びリスク対応策を決定するとともに、リスクの発生を把握し、対応策実施の必要性判断を行う機関であります。リスク管理委員会は四半期に1回定例開催とし、事業環境の変化等による新たなリスクの可能性が生じた場合やリスク発生の兆候を把握した場合は随時開催しております。リスクを積極的に予見することにより、会社に及ぼす影響を最小限に抑えるための体制作りを推進しております。

5. 内部監査室

代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。内部監査室には専任1名を配置しております。内部監査室は

各部門の業務遂行状況を監査し、結果を代表取締役へ報告するとともに、代表取締役の改善指示を各部門へ周知し、そのフォローアップを徹底しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は独立性の高い社外監査役を2名選任しており、取締役会に出席し、積極的に意見を述べております。また、監査役による計画的な監査が実施されており、取締役の職務執行に対する監査機能を十分果たしていると考えております。さらに、社外取締役を1名選任し、取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定の透明性を確保する体制を整えております。社外監査役2名、社外取締役1名の現体制で、社外の視点からの経営に対するチェックが十分機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算が9月ということもあり、株主総会の設定月は比較的閑散期であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を、積極的に開催することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRサイトを設け、決算情報、適時開示資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部・IR室に設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会の実施や当社ホームページへの資料の掲載等を通じて、ステークホルダーに対して積極的な情報発信を行い、当社の事業内容について理解を深めていただけるよう、取り組みを推進していく所存であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関し、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり定め、構築・運用を図っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守体制の基盤となる「企業行動規範」を定め、全ての取締役及び社員がこれに従い、法令・定款・社内規則・社会的規範を遵守して職務執行にあたるよう周知徹底する。
- (2) 管理部門を全社の統制部門とし、法令・定款に適合する規程等の体制の整備と法務面での重要事項の事前検証を行う。内部監査部門は定期的に監査を実施し、業務執行における法令遵守の状況を監視する。
- (3) 法令遵守に関する継続的な教育指導を実施し、法令遵守の意識の定着と向上を図る。
- (4) 法令違反行為を早期に発見し是正するため、これらの行為を発見した社員が直接会社へ情報提供できるよう、内部通報制度を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、その意思決定及び重要な決裁等の職務執行に係る情報を記録し、文書管理規程その他の社内規程に従い、関連資料とともに適切に保存し管理する。
- (2) 取締役及び監査役が上記の情報の閲覧を要求した場合は、迅速に提供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程に従って、業務上のリスクを適切に管理し、危機発生の未然防止に努める。全社的なリスクに対応するため、リスク管理委員会を設置し、事業活動の潜在リスクを定期的に評価し、重要なリスクに対する低減等の対策を講じる。
- (2) 経営上の重大な危機が発生し又は予見される場合は、経営危機管理対応マニュアルに従って、社長を本部長とする対策本部を設置し、その指揮のもとに全社が相互に連携して対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定時取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、重要事項に関する適正かつ迅速な意思決定を行う。
- (2) 取締役の適正・迅速な意思決定と効率的な業務執行のために、職務分掌、職務権限、手続き等を明確化し、必要な職務権限の委譲を行う。
- (3) 取締役会は中期経営計画及び年度計画を決定し、経営会議が各部門の計画達成のための活動を統括する。経営会議は定期的に各部門の業績をレビューし、取締役会はその報告を受け、経営計画達成のために必要な措置を講じる。

5. 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社に対して、当社の企業行動規範等に準じた遵法体制、リスク管理体制その他の業務の適正を確保するための体制整備に関する指導及び支援を行う。
- (2) 子会社管理規程に従い、子会社に対して定期的に経営管理資料の提出と状況の報告を求め、経営状況を把握し、必要な対策を講じ、子会社経営の健全性と効率性の向上に努める。重要な子会社については当社から役員を派遣し、迅速な対応を図る。
- (3) 内部監査部門は、子会社の監査部門等と連携して、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。

6. 監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 取締役会は、監査役が求める場合は、監査役を補助する部署を定め、必要な能力を持つ社員を選定し配置する。
- (2) 監査役を補助する社員は、監査役の指示に基づく職務については取締役の指揮から独立して行うものとし、異動その他の人事事項については監査役と協議して同意を得る。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、会社の経営状況にかかわる重要事項、その他監査役会が定める事項について、監査役又は監査役会に報告しなければならない。
- (2) 監査役は、取締役会及び重要と認める会議に出席して業務執行状況の報告を受け、必要な場合は取締役及び社員から直接状況を聴取することができる。
- (3) 監査役には重要な決裁書類や議事録等を回付するほか、監査役の要請があれば必要な書類等を速やかに提出する。
- (4) 監査役は、子会社を主管する部門を通じて子会社の状況に関する報告を受け、必要な場合は子会社の取締役、監査役及び社員に直接報告を求めることができる。
- (5) 内部通報制度に基づく通報、その他の監査役に対する報告を行ったことを理由として、報告者に対し不利な取り扱いを行わない。

8. その他監査役を補助する使用人を置くことを確保するための体制

- (1) 取締役会は、監査役を補助する使用人を置くことを確保するための体制を整備し、監査役が求める場合は、監査役を補助する部署を定め、必要な能力を持つ社員を選定し配置する。
- (2) 監査役と内部監査部門は定期的に情報交換を行い、効率的な監査を実施するために連携を図る。
- (3) 監査役と会計監査人は定期的な意見交換の場を設け、監査の実効性を高めるよう連携を図る。
- (4) 監査役と子会社の監査役は、意見交換等を通じて連携を図り、企業グループ全体の業務の適正確保に努める。
- (5) 監査役が職務執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスを実践するために、企業行動規範を定めており、その中には「役員は、反社会的勢力の関係者と思われる者から不当な経済的利益を要求されたときは、社内定める行動基準に従って対応し、要求に応じてはならない。」と定めております。

当社における反社会的勢力排除体制としては、「行動基準に関する内規」に反社会的勢力対策を制定し、所管部署は総務主管部署として、運用を行っております。

また、万が一に備えて所管警察署の相談窓口との関係強化を図っており、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

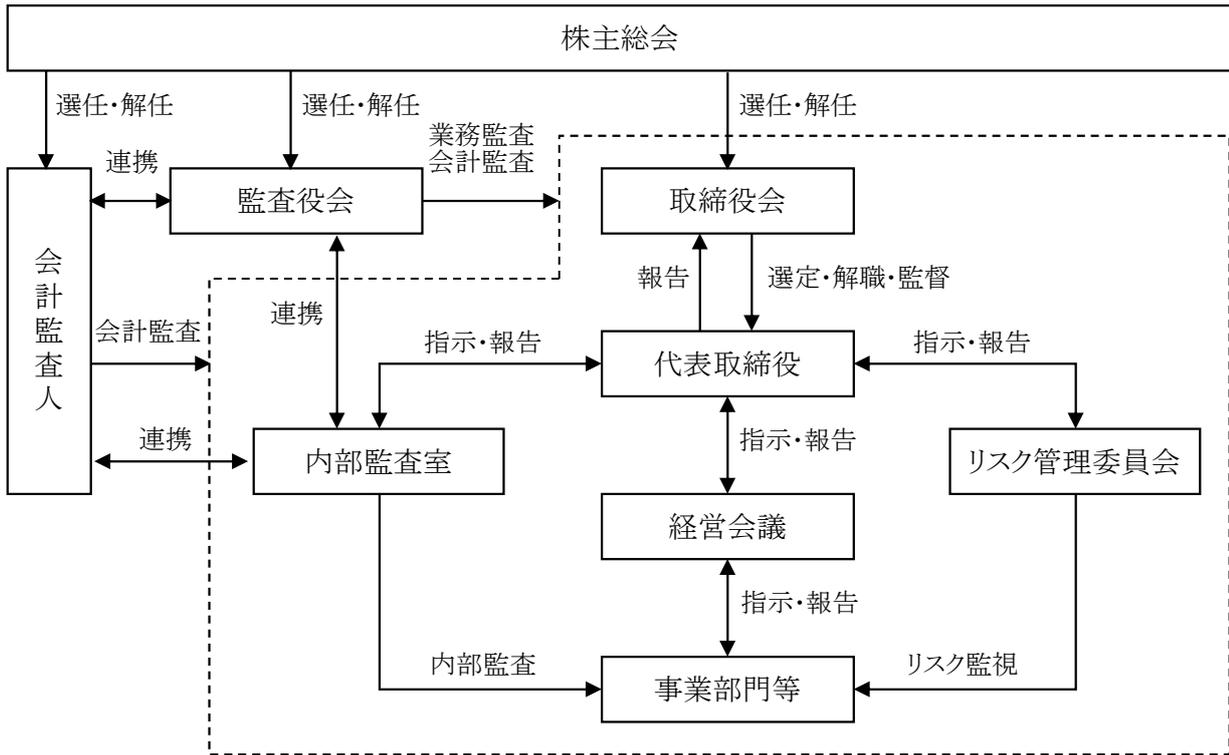
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

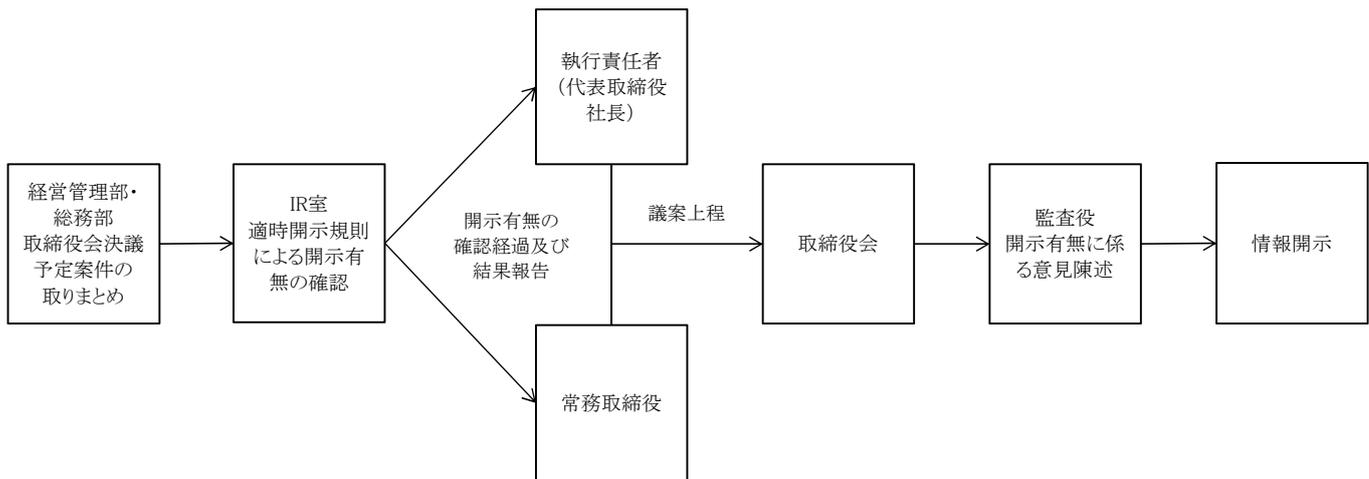
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示のための体制については経営管理部にて整備を進めており、適時・適切な開示に努めてまいります。
また、内部情報の管理については「インサイダー取引防止規程」を制定しており、情報管理を徹底し、インサイダー取引の未然防止に努めてまいります。

【模式図(参考資料)】



<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社に係る発生事実に関する情報等>

